

家電リサイクル対象品の適切な処分について

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、リサイクル対商品となるため屋久島町では一般廃棄物として収集は行っておりませんが、粗大ごみとしてゴミステーションや拠点回収所に出されていたり、不法投棄されていることがあります。

家電リサイクルの対象品を廃棄する場合は、以下のいずれかの方法で処理をしてください。

(1) 買い替え等により販売店に処分を依頼する場合

販売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、処分する家電製品の引取りを依頼してください。詳しくは販売店にお問い合わせください。

(2) 排出者自ら処分する場合

処分する家電製品のメーカー及びサイズ等（テレビ画面のサイズ、冷蔵庫・冷凍庫の容積）を確認後、郵便局でリサイクル料金を支払い、郵便局から交付されたリサイクル券と一緒に、処分する家電製品を収集運搬業者（屋久島荷役（有）☎0997-42-1700）に持込み、収集運搬料金を支払い、引取りを依頼してください。

また、屋久島町では適切な家電リサイクルを推進するため、一般財団法人家電製品協会の支援を受けて、家電リサイクルの対商品を廃棄する際に発生する、収集運搬料金（海上輸送費）の一部を下記のとおり助成しています。

品 目		法の対象となる家電製品							備 考	
		エアコン	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機			
		・ユニット形エアコン	・ブラウン管式テレビ (VTR内蔵テレビを含む)		・冷蔵庫(冷凍冷蔵庫・ワイン庫) ・冷凍庫(チェスト形・アップライト形 ・引き出し形)		・全自動洗濯機 ・2槽式洗濯機 ・乾燥機付洗濯機 ・衣類乾燥機			
料 金	リサイクル料金(例) ※料金はメーカーや種類で異なります。	区分なし	区分なし	15型以下	16型以上	区分なし	170ℓ以下	171ℓ以上	区分なし	
		1,575円	2,835円	1,785円	2,835円	4,830円	3,780円	4,830円	2,520円	
	助成金額	1,340円	870円		1,600円		1,570円		H26.2.1~ H26.3.31	
		1,380円	890円		1,650円		1,620円		H26.4.1~ H27.1.31	

※収集運搬料金については、各販売店又は収集運搬業者にお問い合わせください。